
令和8年 第2回（定例）由布市議会会議録（第5日）

令和8年6月19日（金曜日）

議事日程（第5号）

令和8年6月19日 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 報告第8号 | 令和7年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について |
| 日程第2 | 報告第9号 | 令和8年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について |
| 日程第3 | 報告第10号 | 令和7年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第4 | 報告第11号 | 令和7年度由布市一般会計継続費繰越計算書について |
| 日程第5 | 報告第12号 | 令和7年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について |
| 日程第6 | 報告第13号 | 令和7年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について |
| 日程第7 | 報告第14号 | 令和7年度由布市水道事業会計継続費繰越計算書について |
| 日程第8 | 報告第15号 | 例月出納検査の結果に関する報告について |
| 日程第9 | 議案第45号 | 財産の取得について |
| 日程第10 | 議案第46号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第11 | 議案第47号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第12 | 議案第48号 | 由布市税条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第49号 | 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第50号 | 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第51号 | 由布市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第52号 | 由布市立学校施設等の管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第53号 | 令和8年度由布市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 議案第54号 | 令和8年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第19 | 議案第55号 | 令和8年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第20 | 議案第56号 | 令和8年度由布市水道事業会計補正予算（第1号） |
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第8号 令和7年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第2 報告第9号 令和8年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第3 報告第10号 令和7年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第11号 令和7年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第5 報告第12号 令和7年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第6 報告第13号 令和7年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第7 報告第14号 令和7年度由布市水道事業会計継続費繰越計算書について
- 日程第8 報告第15号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第9 議案第45号 財産の取得について
- 日程第10 議案第46号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第48号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第49号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第14 議案第50号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第51号 由布市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第52号 由布市立学校施設等の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第53号 令和8年度由布市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第54号 令和8年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第55号 令和8年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第56号 令和8年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）

出席議員（18名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 渡辺 彬君 | 2 番 津田 貴之君 |
| 3 番 生野 友子君 | 4 番 小山 和義君 |
| 5 番 高田 龍也君 | 6 番 坂本 光広君 |
| 7 番 吉村 益則君 | 8 番 田中 廣幸君 |

9番	加藤 裕三君	10番	加藤 幸雄君
11番	鷲野 弘一君	12番	甲斐 裕一君
13番	長谷川建策君	14番	佐藤 郁夫君
15番	渕野けさ子君	16番	佐藤 人已君
17番	平松恵美男君	18番	佐藤 孝昭君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	安部 正徳君	書記	中島 進君
書記	姫野さおり君	書記	福水 雅彦君

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	古長 誠之君
教育長	橋本 洋一君	総務課長	佐藤 重喜君
財政課長	伊藤 学君		
総合政策課長兼地方創生推進室長		米津 康広君	
防災危機管理課長	工藤 秀紀君	会計管理者	田代 由理君
建設課長	衛藤 武君	農林整備課長	秦野 一成君
農政課長	平山 浩二君	商工観光課長	小俣 功君
福祉事務所長兼福祉課長		吉野眞由美君	
子育て支援課長	松本 英美君	高齢者支援課長	藤川 祐子君
挾間振興局長兼地域振興課長		井原 和裕君	
庄内振興局長兼地域振興課長		佐藤 雄三君	
湯布院振興局長兼地域振興課長		一野 英実君	
教育次長兼教育総務課長		大塚 守君	
学校教育課長	岩田 正明君	消防長	赤木 知人君

午前10時00分開議

○議長（佐藤 孝昭君） 皆さん、おはようございます。議員及び市長をはじめ執行部各位には、

本日もよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は18名全員です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、タブレット掲載の議事日程第5号により行います。

これより各議案等の質疑を行います。

発言につきましては、日程に従い、議案ごとに締切日までに提出された通告書の提出順に許可をしますが、会議規則及び申合せ事項を遵守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いを申し上げます。

なお、自己の所属する常任委員会に関連する事項については、所属委員会をお願いします。

日程第1．報告第8号

○議長（佐藤 孝昭君） それでは、まず、日程第1、報告第8号、令和7年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。7番、吉村益則議員。

○議員（7番 吉村 益則君） おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。

報告第8号、令和7年度土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出という件です。

事業の概要というのが項目の中にありますが、そちらの中に示されてはいないけれども予定されていた事業、その他計画、そういったことはほかにはないのでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 財政課長。

○財政課長（伊藤 学君） 財政課長でございます。私のほうから報告第8号の御質問についてお答えをいたします。

議員もちろん御存じだと思います。土地開発公社の目的が、公共用地等の先行の取得ということでございます。令和7年度の事業につきましては、新たな土地の先行取得はございませんでしたので、現在保有する湯布院町の下湯平にあります土地の維持管理が主な業務でございます。

現在は、その土地につきましては、国土交通省九州地方整備局のほうの大分河川国道事務所へ災害復旧工事のために土砂の仮置きとして1年間を貸し付けているという事業が全てでございます。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） これで質疑を終わります。

日程第2．報告第9号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第2、報告第9号、令和8年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。7番、吉村益則議員。

○議員（7番 吉村 益則君） 続きまして、令和8年度土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について伺います。

こちらの具体的な事業計画、こちらを示していただけますでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 財政課長。

○財政課長（伊藤 学君） 財政課長です。お答えいたします。

令和8年度の土地開発公社の具体的な事業計画でございますが、先ほども申し上げました、昨年度、数年以来、具体的な大きな事業というものが起こっておりません。事業を起こす場合につきましては、下湯平の今の土地を利用するか、また、新たに土地を取得するという事業が考えられるというふうに思いますが、今のところ新たな土地を取得するような事業というのは、土地開発公社のほうには上がってきておりません。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 吉村議員。

○議員（7番 吉村 益則君） 先日、一般質問の際、16日の一般質問ですけども、この際に湯布院地域では、庄内地域で実施している住宅に関する若者定住対策事業等は行っておりませんというふうな答弁が執行部からありました。

それで、あと一方、事業名だけというふうな形なのかもしれませんが、こちらの事業は、下湯平若者定住活性化事業となっております。

そこで、副市長に伺いたいと思っているんですが、報告第8号の令和7年度事業報告には、先ほどの事業の概要として、土地開発公社は公有地の取得、管理、処分を行うことにより、地域の整備と市民福祉の増進に寄与するとあります。これまでの経緯、それから、現在の状況、そういったものを考えますと、由布市総合計画、こちらの推進にも影響があるんじゃないかと思いますが、そのあたりはどうお感じになっておられますか。

○議長（佐藤 孝昭君） 副市長。

○副市長（古長 誠之君） 副市長です。お答えいたします。

総合計画どういうふうに影響があるかというところは、何ともお答えのしようがないところがありますが、今回のその湯布院の定住促進の事業はないというふうなところに関しましては、現状でその実際的な動きがないというところで、そういう表現をさせていただきました。下湯平のもととは、あそこも湯布院町時代から定住促進というところで土地を購入した経過がございますので、その内容に従いまして、報告ではそういう形でしております。

ただし、やはりずっと滞っているというのが現状ですので、今後はその辺は、土地開発公社の中でもしっかり議論しながら、いい報告が期待できるような形で検討はしていきたいなというふうには思っているところでございます。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 吉村議員、3回目です。

○議員（7番 吉村 益則君） 今回の一般質問を伺っておりますと、庄内地域にしても湯布院地域にしても、滞っている事業と言いますか、そういうふうなことが多々見受けられます。私どももそれは常々感じていることですが、これに対して、やはり明確な計画、そういったものを示すべきだと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 副市長。

○副市長（古長 誠之君） お答えいたします。

今議員がおっしゃるとおり、そのあたりの滞っている部分の明確さというのは、ちゃんと報告なりすべきだろうと思っております。ただし、過去の中で滞ったもの、かなり昔の状態の中で滞ったものと、今新しくやっているものという部分も当然ございますので、そのあたりはしっかり、こちらとしても精査をしながら、情報をしっかり共有しながら共通理解を得るべきだというふうには考えております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） これで質疑を終わります。

日程第3. 報告第10号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第3、報告第10号、令和7年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。1番、渡辺彬議員。

○議員（1番 渡辺 彬君） おはようございます。今回の補正予算に計上されている事業の年度内執行について伺います。

令和7年度からの繰越事業が複数ある中で、今回の補正予算においても工事請負費や委託費、補助金などが計上されていると思います。今回、補正に計上された主な事業について、契約、補助金交付、工事完了、実績確認などを含め、年度内に執行できる見通しなのかを伺います。また、現時点で年度内執行に懸念のある事業があるのかを伺います。

○議長（佐藤 孝昭君） 財政課長。

○財政課長（伊藤 学君） 財政課長です。個別の分につきましては、また後ほど個別のものが必要であればということで、全体的な今回、繰越明許のお話をさせていただきたいと思います。

繰越明許につきましては、12月、3月の補正予算の予算議案の中で御承認をいただいているところでございます。ただ、今回、報告をさせていただく中では、まとめてみると、ちょっと非常に多いというふうにお感じになるかと思います。

今年度繰越明許費は、事業ベースで約30事業、そして、繰越額が約39億円ぐらいですが、昨年度は事業ベースで27、繰越額が約29億円という形で、少し今年度膨らんでおります。

この理由につきましては、繰越明許費の中にある、計算書の中にございます一覧表の中では、庄内の若者定住推進事業、あと新環境センターの整備事業、それと、災害関係が少し増えているという状況の中で、今年度増えているという状況が見受けられます。

執行できる見込みで新たな令和8年度の事業に基本的には影響がないような形で執行できる見込みの予算編成とさせていただいておりますし、懸念がある事業への予算編成等は基本的には行っておりません。基本的には計上していないということになります。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 渡辺議員。

○議員（1番 渡辺 彬君） ありがとうございます。現時点では、大きな懸念はないということなんですが、今現在、資材の納期が遅れたり、施工業者の確保等、関係機関の協議など遅れ生じる可能性もあると思うんですが、その要素としてどのように判断しているのかを伺っていいですかね。

○議長（佐藤 孝昭君） 財政課長。

○財政課長（伊藤 学君） お答えをいたします。

今議員おっしゃられたように、ナフサの影響であるとか、そういうものにおいて遅れていくという事業もあろうかと思います。社会情勢がこういう状況ですので、事業課においては、できるだけ社会情勢見ながら、きちっとした形で今年度の執行がきちっとできるような形で予算の編成時にはお知らせをしておりますので、本年度でやっていけるというふうに思っております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 渡辺議員、3回目です。

○議員（1番 渡辺 彬君） ありがとうございます。年度内に必要な事業が滞ることのないよう、適切な執行管理をお願いしたいと思います。答弁は結構です。

○議長（佐藤 孝昭君） これで質疑を終わります。

日程第4. 報告第11号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第4、報告第11号、令和7年度由布市一般会計継続費繰越計算書については、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第5. 報告第12号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第5、報告第12号、令和7年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。2番、津田貴之議員。

○議員（2番 津田 貴之君） 報告第12号、令和7年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書

について。

今回の事故繰越しは、合計で8件、総額1億900万円ほどに上っています。繰越しとなった各事業の現在の計画と進行具合について伺います。これだけ多額かつ多岐にわたる事業は前年度からずれ込んでいますが、これにより新年度に本来予定している新規見込み事業の進行に影響は出ないのでしょうか、お伺いします。

○議長（佐藤 孝昭君） 財政課長。

○財政課長（伊藤 学君） 財政課長です。報告第12号の事故繰越しの件でございます。

事故繰越しにつきましては、地方自治法の施行令第150条の3項の規定において、基本的には認められているものでございます。ただ、事故繰越しは、先ほどの繰越明許の分と違いまして、いろいろ条件がございます。その中で、どうしても最後まで3月31日までの執行を行おうとしていたものを結果的に諸事情によりましてできなくなった、突発的なトラブル等によって年度内にできなくなったという特別な事情がございまして、その特別な事情につきましては、今回の事故繰越しのほうの一覧表の右側のほうに説明を書かせていただいております。

ただ、簡易的に書かせていただいておりますので、今から各事業ごとに御説明をさせていただきたいと思いますので、そちらのほうでお願いをしたいというふうに思います。

基本的には、翌年度に影響がないような形の事故繰越しとなっておりますので、その分については事業課のほうにも十分にお知らせをしているという状況でございます。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（小俣 功君） まず最初の商工観光課分になります。城ヶ原キャンプ場のトイレの浄化槽の修繕工事中に、木の根っこが浄化槽本体を破損していることが判明して、年度内の完成が困難になりました。完成は、夏休み7月までに完成する予定です。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 建設課長です。建設課における事故繰越しについては、5事業になっております。

主な内容について御説明申し上げます。

8款1項土木管理費・土木総務費につきましては、未登記市道の解消事業につきまして、関係者との協議に不測の日数を要したため年内完了が困難となりました。

8款2項道路橋梁費、これの辺地対策事業、また8款2項の過疎対策事業、こちらについては、相続関係者との協議に不測の日数を要したことにより、年内完了が困難となりました。

8款3項河川総務費につきましては、若杉ダム管理設備点検において、パソコンのシステムの不具合の復旧に不測の時間を要したことにより、年度内の完了が困難となりました。

また、次に、11款2項の公共土木施設災害復旧費につきましては、これは令和6年度災害に

なります。復旧場所が、大分県の地滑り地域に指定されており、地域内工事の関係者・関係機関との協議に日数を要したこと、また出水期5月から10月までの工事については協議により工事ができなかったという、工事はしてはいけないという形の指示が出ましたので、年内完了が困難となっております。

現在の状況としまして、河川総務費、また、過疎対策事業については完了しております。未登記市道については、約半分近くが今完了しておりますので、ほかの分につきましても、現在、進行中で、年度内の完了を目指しております。以上でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（工藤 秀紀君） 防災危機管理課長です。防災危機管理課では、9款1項のJアラートの受信機の更新になっております。繰越しの内容といたしましては、製品の製造に必要な部品の供給について、以前のような安定した供給に戻っていないということと、機器の更新が集中しておりますので、納入が遅れ、年度内の完成が困難となったということになっております。

また、事業完了については、6月末を予定しておりますので、新年度の事業の影響はないというふうに思っております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 農林整備課長。

○農林整備課長（秦野 一成君） 農林整備課長です。お答えします。

農林整備課における事故繰越しについて御説明をいたします。

これは、由布市庄内町阿蘇野の高津原地区における令和2年度大規模災害に伴う水路施設の復旧工事でございます。

本事業は、令和3年度より県へ工事を委託して進めておりますが、県の工事において不測の日数を要し、期間が延長になったことから、県へ支払う工事負担金を繰り越したものでございます。

また、この水路に隣接する市発注の農地災害の復旧工事につきましても、県が施工する水路護岸の復旧を待たなければ着手できない状況でございます。

こうした理由から農地復旧に係る工事費につきましては、あわせて繰越しを行っており、令和8年度2月の完成を予定しております。

なお、新年度への新規事業への影響につきましては、災害復旧工事は継続事業ではございませんので、新規事業の執行に特段の影響はないと認識しております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 津田議員。

○議員（2番 津田 貴之君） 一つ一つ丁寧な答弁ありがとうございます。

1点、8款1項・2項の完成予定、関係者との協議とありますけれども、ここだけもし見込みがあれば教えてください。

○議長（佐藤 孝昭君） 建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 関係者とは、現在も協議ずっと継続しております。年度内の完成を目指しております。

○議長（佐藤 孝昭君） 津田議員。

○議員（２番 津田 貴之君） ありがとうございます。大方、年度内の事業が終わるということで認識しておりますので、災害のこともありますので、ぜひとも年度内に終わっていただけるようお願いいたします。答弁は結構です。ありがとうございます。

○議長（佐藤 孝昭君） これで質疑を終わります。

日程第 6. 報告第 1 3 号

日程第 7. 報告第 1 4 号

日程第 8. 報告第 1 5 号

日程第 9. 議案第 4 5 号

日程第 1 0. 議案第 4 6 号

日程第 1 1. 議案第 4 7 号

日程第 1 2. 議案第 4 8 号

日程第 1 3. 議案第 4 9 号

日程第 1 4. 議案第 5 0 号

日程第 1 5. 議案第 5 1 号

日程第 1 6. 議案第 5 2 号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第 6、報告第 1 3 号、令和 7 年度由布市水道事業会計予算繰越計算書についてから、日程第 1 6、議案第 5 2 号、由布市立学校施設等の管理に関する条例の一部改正についてまでは、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第 1 7. 議案第 5 3 号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第 1 7、議案第 5 3 号、令和 8 年度由布市一般会計補正予算（第 1 号）を議題として質疑を行います。

まず、歳入については、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、歳出について、質疑の通告がありますので、款別に通告順で順次発言を許します。

まず、2 款総務費について。1 0 番、加藤幸雄議員。

○議員（1 0 番 加藤 幸雄君） 議案第 5 3 号、総務費 2 の 1 の 5 の 2 ふるさとふれあい交流施設、これ以外にもあるんですけども、この 1 2 の委託料、浄化槽等清掃管理、ほかのまだ地域

振興課等にも同じ補正が上がっていますが、これ3月の予算のときになぜできていなかったのか、お聞きします。

○議長（佐藤 孝昭君） 財政課長。

○財政課長（伊藤 学君） 財政課長でございます。お答えをいたします。

公共施設の浄化槽の維持管理業務につきましては、財政課が一括して契約をさせていただいておりますので、私のほうから回答させていただくことになります。

当初予算の見積り、昨年の12月の定例会において、この金額が改正をされております。し尿及び浄化槽汚泥の処理の手数料が変わっておりまして、4月1日からの施行という形になっております。

これまでに当初予算の今年度の分を予算の資料を徴収させていただくんですが、その際に一部各地域で事業を行っていただいているところから御要望が出たというところで、当初予算のほうにちょっと間に合わなかった、査定に間に合わなかったというところで、今回その上昇分、このし尿及び浄化槽の汚泥の処理手数料というのが、他の浄化槽の清掃の手数料の基礎数値となっているところがございまして、その部分の情報のほうが、当初予算のほうに間に合わなかったということで、今回の補正に上げさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（佐藤 孝昭君） 加藤議員。

○議員（10番 加藤 幸雄君） 今、人件費やら材料やら全てが高騰している時代なんで、やはり予算を組むときに、あんたとは、これでいいんかいとか、やっぱり一言声をかけるべきじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○議長（佐藤 孝昭君） 財政課長。

○財政課長（伊藤 学君） 財政課長です。お答えします。

まさに議員おっしゃるとおりだというふうに思います。今回のし尿処理の手数料の改正につきましても、そのほうを加味したものの改正だというふうになっておりますので、おっしゃるように早めに私どものほうも見積りの中で、その部分が変更をされていることを事業者側にも十分伝えていきたいというふうに思っています。

○議長（佐藤 孝昭君） 加藤議員、3回目です。

○議員（10番 加藤 幸雄君） やはり由布市の大事な企業ですので、やはりそこがやめてしまおうとか、そういうのもまた困るし、これ以外のこともあるかと思うんですけど、やはりちょっと声かけだけやっていただくと、こういうこともしなくても済むし、よろしくお願いします。答弁いいです。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、11番、鷺野弘一議員。

○議員（11番 鷺野 弘一君） 23ページの2の1の9の5、若者定住者住宅推進事業で、何

を今回追加事業するのか。当初、計画段階で、契約の段階で、なぜそれが組み込まれていなかったのか。

地代を含む工事費は全てで幾らになるのか。また、今回の追加する分は、新たに入札をするのか。その点を教えてください。

○議長（佐藤 孝昭君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 雄三君） 庄内振興局長です。お答えいたします。

今回6月の議案として補正で上げさせていただくものは、下水道工事等の費用約2,114万9,000円となっております。

それともう一つ、上水道工事費1,268万3,000円となっております。この2つは、今回、令和8年度新規として計上させていただく部分なんですけれども、臨時会のほうで土の入替えが発生をして、そちらの分で契約変更をさせていただいた経緯がございます。

その土の入替えの部分の費用は、過疎債が充てられなかったもので、令和7年度の工事予定でありました、先ほど申しました下水道工事等の事業と上水道工事費の部分、令和7年度予定をしていたところなんですけれども、その分を令和8年度事業としまして、そこに土の入替え分を充て込んで過疎債が充てるような形の仕組みをとっております。

先ほど申しました今回上げた上水と下水等の部分なんですけれども、それは令和8年度の過疎債が充てるような形で予算計上、今回補正をさせていただいたところになります。

あと下水道工事等に関しては、令和7年度契約をしております、内容の中に含まれている工事ですので随契のほうになります。

上水道工事に関しましては、まだ未契約ですので、今回、令和8年度新たに入札という形となっております。

それを含めて、今回議案として提出させていただいている補正の部分を含めると、合計事業費として約3億5,000万円となっております。1区画当たり過疎債を控除した部分で申しますと約1,670万円、坪単価当たり24万1,900円というふうな形となります。以上でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷲野議員。

○議員（11番 鷲野 弘一君） 答弁ありがとうございました。

言われると、その過疎債を使うから幾らになったとかではなくて、やっぱり総事業費で、やはり幾らかと。過疎債があったから、その価格は安くなったんだとかいうふうな言い方というのは大変失礼であるし、私たちが知りたいのは総額幾らか。

じゃあその過疎債をそこに使わなければ、ほかの建設課がします道路事業とか、そっちのほうに回されて、それが本当の過疎債ではないか、使い方ではないかなと思うんです。この価格が適

正であるかどうかというのは、今からまだ精査しますけどと思います。

その中で、今回、下水道は随契というふうに言われましたけど、随契であるのなら、なぜ先にこれは工事が分かっているんですから、中に入れないか、また上の舗装工事も今度あるのではないかと思います。舗装工事の前に、こういうものをしなければ駄目なので、だから、何で一契約の中にそれはしなくて、後出し後出しのような契約をしているのか。そういうふうにしなきゃいけない理由というのを、もう一度、すみません、教えてください。

○議長（佐藤 孝昭君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 雄三君） お答えいたします。

当初、設計どおり運ぶのが一番いいことではあるんですけども、工事を進む過程の中で、今回、黒ぼくが出て土の入替えの発生であったり、細かな軽微の変更等もちろんその中に含まれてくるような形です。

その中で、極力、一般財源に負担をかけない工程と考えたときに、過疎債をいかにうまく使っていくかという部分を考えた結果が、今回の予算の組み方というふうな形となっております。

先ほど御質問がありましたように、過疎債を考慮しない場合の金額になるんですけども、1区画当たり約2,900万円となっております。坪単価当たり42万2,700円となっております。以上でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷲野議員、3回目です。

○議員（11番 鷲野 弘一君） ありがとうございます。やはりあんまりこういう新規で来られる方に対して、こんなにまで経費をかける必要が本当にあるのかというのは、よく市民から言われます。やっぱり、昨日も言いましたが、やっぱり自分とこの子どもが帰ってくるのに、ここに定住して、まだ若い人が残ってくれるのに、なぜそんなふうな人には補助がないのかと、やっぱりいうことを言われます。もう少しこういう点を考え直していかなければいけないのじゃないかと思います。

今後、やっぱできれば契約段階で下水、上水道はもう分かっていることですから、当初契約の中でこういうのはぜひやっていただきたいと思います。答えは結構です。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、3款民生費について。まず、15番、刈野けさ子議員の質問を許します。3項目続けてお願いいたします。

○議員（15番 刈野けさ子君） 3項目、2項目じゃなくて。

15番、刈野です。31ページ、3款2項2目、12委託料280万5,000円ですが、地域子育て支援センター事業で掲載しております。

重層的支援体制事業の項目なんですけれども、今年度は本当に人、それから、お金を重層的支援体制事業にかなり振り分けていただいていることに私はうれしいなというふうに思っております。

すので、この内容を聞いてみたいと思いました。詳しく教えてください。

それと、3款2項3、区分4、児童健全育成事業委託料2,185万1,000円、これは説明のときに4月から改定とのことでありましたが、どのように改定されたのか、内容をお聞かせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（松本 英美君） 子育て支援課長です。お答えいたします。

まず、3款2項2目の委託料の208万5,000円でございます。こちらは地域子育て支援センター事業でございます。この事業は、例年ございます事業でありますけれども、市内の4か所の子育て支援センターを対象とした事業でございます。令和8年度の基準額が改定されましたので、その改定額、当初予算で前年の基準額との差額を今回の補正で上げさせていただきました。

重層的支援体制事業の補助金の交付対象となっておりますので、歳入のほうで重層的支援体制事業の補助金申請を当て込んでいるところでございます。

次に、放課後児童健全育成事業でございます。こちらは、これも基準改定ということで、当初予算のときに令和7年度の基準額で算定をしておりました。令和8年度の新しい基準が出ましたので、そちらに基づいて各18児童クラブの4月1日現在の一部の計画変更も含めましての差額分を補正させていただいたものでございます。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 渕野議員。

○議員（15番 渕野けさ子君） 4か所の支援センター、4月から改定されたことが多いんですけれども、これも重層的支援体制事業につながるという形で上げているんですね。このことに関する人員ですかね、ここの人員は何人くらいでしたっけ、職員というか。

○議長（佐藤 孝昭君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（松本 英美君） お答えいたします。

職員は、各支援センター、基本が2名となっておりますので2名、それから、またさらに、人数によってその補助員の方とかも配置されているようになります。

由布市内で、年間に全部合わせまして、4か所合わせまして約1万4,000人の保護者と子どもさんが通所をされているという形になります。

職員は、各事業所で人数は、事業所ごとで違っております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 渕野議員、3回目です。

○議員（15番 渕野けさ子君） 4月からその改定ということなんですが、2,185万1,000円、これは児童クラブなんですけれども、どの部分、人件費ですかね、どの部分が改定されたんですかね。

○議長（佐藤 孝昭君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（松本 英美君） お答えいたします。

基準額の改定になりますので、委託料そのものが全般的に基本の令和7年度基準、令和8年度基準と、毎年、国の基準額が変更になっております。そこに基づいて、額の変更をさせていただいております。

1つ、令和8年度から若干加算が、やはり人材確保の面もございますので、人件費の若干なる加算も上がっているようではあります。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、5番、高田龍也議員。

○議員（5番 高田 龍也君） おはようございます。ページ数は34ページ、3款3項2目、区分1、生活保護費支給事業です。

これの対象者数と、その対象者内に外国籍の方が何名いるのか伺います。

次に、平成24年、最高裁判決により生活保護法が適用対象とする国民は日本人を意味し、永住外国人にも準用される根拠は見当たらないとの判例があり、昭和29年5月厚生省通知に基づき当分の間、特別永住者等外国人へも準用ともある。由布市は、どちらの基準で生活保護費支給をしているのか伺います。また、理由をお伺いします。

次に、外国籍の方へ支給しているのであれば、財源は何か伺います。また外国籍の方の生活保護申請理由は何か伺います。この3つお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（吉野眞由美君） 福祉事務所長です。お答えいたします。

生活保護の対象者数についてなんですけども、今回、補正に計上させていただいたのは世帯ですので、世帯でお答えさせていただきますが、令和8年4月1日現在、受給中世帯が257世帯、対象期間内に廃止した世帯は521世帯、合計778世帯になります。

外国籍の方は、現在4名です。由布市は、平成24年最高裁判決と昭和29年5月の局長通知のどちらの基準で生活保護支給をしているのかということですが、昭和29年の厚生省社会局長通知に基づき保護を行っております。

その理由についてですが、平成24年の最高裁の判決は、外国人に生活保護法に基づく保護受給権があるか否かについて判断したもので、それ以外の部分、従来から受給権がないことを前提として、行政措置として生活保護の運用については、審議の対象ではないと示されていることから、事実上の保護の対象となり得ると判断していることから、これに従い由布市においても支給することにしております。

財源ですが、国庫が4分の3、市の一般財源が4分の1となっております。

次に、外国籍の方の生活保護申請理由につきましては、老齢による収入減が1名、傷病による収入減が2名、他市からの移管が1名でした。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（５番 高田 龍也君） ありがとうございます。外国籍の方も支給しているということと、厚生省の通知を基に由布市は、これ当時の厚生省社会局長の通知に基づいて昭和２９年のもとですよね、今言われているのは。であれば、当分の間という文言が、この通知に入っておりましたが、この当分の間というのは由布市としては、何年を当分と考えているのか、もう七十何年たっておりますので、その点もお聞かせください。

それと、昨今、外国人の労働者としての数も増えてきております。外国籍の方の移住という形で入ってきているのが、全国で４１２万人、また、大分県内では１万４，０００人強入ってきております。

今、先ほど外国籍の方の申請理由が、収入減に基づいてということになっておりますので、それを考えたときに、今後、日本人の方よりも外国籍の方が増えてくるのではないのかなと思うんですけれども、その点について対策とか、あと憲法第２５条に基づいての生活保護措置があると思いますが、その点において、国民とかあります。外国籍の方であるのであれば、その所管する、帰属する国籍の国の外務省とかには由布市は問合せはしているのでしょうか。あなたの国の国民が困っていますよというような問合せを、そこの国の方に問合せをしてあげているのか、その点もお聞かせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（吉野眞由美君） 福祉事務所長です。お答えいたします。

当分の間というのがありますが、この今回の部分、追加支給につきまして、令和８年の２月１８日に、この判決を踏まえた対応に関する自治体担当者向け説明会がありまして、外国人は平等原則の観点から、行政措置として追加給付の対象との説明があっておりますので、随時この通知によって支給を行っております。

次に、外国籍の方がだんだん増えてくるのではないかということで、これから増えてくるとは思われますが、今のところその統計をとって生活保護になる人の率というのが、少しずつ今減少傾向にあります。これから働かれる方も非常に増えてくるので、増えてくるかと思われます。

その国に問合せをするかということですが、現在しているというようなことは聞いておりません。以上です。（「市としてしているのかということ聞いたんですけど」と呼ぶ者あり）すみません。そこところは把握しておりません。（「いやいや所管の課でしょう、課長でしょう。してるかしてないかわからない」と呼ぶ者あり）すみません。そこのところ確認をしておりますので、後ほどまたお答えしたいと思います。（発言する者あり）していません。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（５番 高田 龍也君） 今、市としてはしていないということであれば、今後、外国籍の

方は、大分県が前年比でいくと18.1%増です、外国籍の方が。増えてきているというデータはあります。これは、厚生省とか、いろいろなデータは出てきていますので、その点はしっかりと確認していただかないと、今言われたように、この財源は一般財源です。我々日本人、由布市の皆さんが納めている税金にのっって行われております。

また、国のほうからも出ていますので、市だけじゃないですね。全国の皆さんが納めていることなので、それは対象となる生活保護者、外国人の生活保護者を所管している由布市としてしっかりと調べるべきだと思いますし、国があるんですから、国のほうでしっかりとやっぱ、私はもし外国でこういうことになれば、やはり自分の畳の家で最期を迎えたいと思うところもありますので、そこはやっぱり福祉の観点からいったときには、母国のほうの問合せをしてあげることが人道的ではないのかなと思うんですが、今していないということであれば、しっかりとすべきだと思いますので、するかしないかをまた教えてください。

あとこれ、今回、市長がこの提案理由の中で、最高裁の判決をもってということを行っています。なので今回も、今私が問題提起している分に関しては、通知と最高裁判例があると思いますが、最高裁判例をなぜ基準にしないのか。

厚生省の課長級の通知があっているということは、そうなんだろうけども、厚生省の通知よりも最高裁、または憲法のほうに重きを置くものではないのかなと思いますが、この答弁をいただきたいのと、また、所管の委員会におきましては、しっかりと、この件については議論をしていただきたいと思います。お願いいたします。なので、また、今の質問の答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（吉野眞由美君） 外国籍の方についての問合せにつきましては、県のほうとも相談をしまして、実施の方向で考えていきたいと、検討していきたいと思います。

先ほどの答弁にも述べたんですけれども、生活保護法、法律に基づくものについては該当はしないけれども、従来から受給権がないことを前提として、行政措置として生活保護の運用についてしているということについて、このことについては議論をされていませので、この行政措置としての生活保護というところで、こちらは実施をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、1番、渡辺彬議員。

○議員（1番 渡辺 彬君） 3款2項2目及び3款3項2目の民生費について伺います。

今回、民生費全体で9,744万7,000円の増額となっており、児童福祉費と生活保護費の増額が主なものと理解しております。

児童福祉費については、保育所活動推進事業、児童健全育成事業などが計上されていますが、それぞれの補正額の主な内訳、対象期間等内訳を伺います。

また、生活扶助費として4,823万6,000円が増額されていますが、国の基準変更に伴う単価改定による増額と伺っています。

この補正額について、何月から何月分までを今回対象としているのか、また、対象人数または世帯数、単価改定による影響額など積算の考え方を伺います。お願いします。

○議長（佐藤 孝昭君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（松本 英美君） 子育て支援課長です。お答えいたします。

まず、待機児童対策保育士雇用事業費でございます。こちらにつきましては、待機児童対策のため、毎年、待機児童が発生した地域の施設で、必要な保育士数を上回って雇用している常勤保育士の人件費を当該施設に対して市が補助するものでございます。

月額限度額20万円、保育士1人当たり20万円の1人分、そして、期間としましては4月から9月、これは要綱に沿っております。半年間の予算を計上させていただいております。

次に、就学前保育施設整備事業費補助金でございます。こちらは、令和8年度の国の補助基準額が示されたために再計算して、当初予算からの差額分を計上したものでございます。こちらも令和8年度事業となります。こちらは、財源が、国が2分の1、市が4分の1、事業者4分の1の財源となっております。以上でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（吉野眞由美君） 福祉事務所長です。この支給は、何月から何月分までが対象かということですが、平成25年8月から令和8年3月までが対象となっております。

対象者数につきましては、令和8年4月現在で受給中世帯は257世帯、対象期間内に廃止した世帯は521世帯、合計778世帯です。

単価改定による算出の考え方ですが、平成25年8月から平成26年3月まで追加給付率0.8%、平成26年4月から平成27年3月追加給付率1.6%、平成27年4月から平成30年9月まで、住宅等第1類、第2類の2類費に対しました給付率が2.4%、平成27年4月から令和8年3月まで、そのほかの基準生活費、加算等につきまして追加給付率2.4%となっております。

以上のように、時期によって追加給付率が異なり算出が難しいことから、厚労省のほうから所要額、算定ツールが示されておりまして、それを用いまして1世帯に6万2,000円を乗じた額を今回計上させていただいております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 渡辺議員。

○議員（1番 渡辺 彬君） ありがとうございます。追加支給ということで、増額ということで、それに支給するときのシステム処理、対象者への通知・確認作業とか事務的な対応が必要になってくると思うんですが、それらは今回の経費は一緒に入っているんですかね、それとも別々

ですか。

○議長（佐藤 孝昭君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（吉野眞由美君） お答えいたします。

一応、含まれております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、11番、鷺野弘一議員。

○議員（11番 鷺野 弘一君） 私も35ページの3款3項2目の1節です。

由布市において、生活保護が1人当たり大体これ年齢もあるかと思うんですけども、金額は幾らになるのか。また、生活保護費よりも安い年金の方はいらっしゃるのか。ちょっとお聞かせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（吉野眞由美君） 福祉事務所長です。お答えいたします。

1人当たりの金額ですけども、当時の年齢、世帯人数、給付時期、給付期間や加算の有無などによって異なりますので、1人当たりの金額を示すのは難しい状況です。

生活保護費より安い年金受給者はいるかということですが、世帯数で現在148世帯、65歳以上の方がいらっしゃる世帯の74%がそれに該当いたします。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷺野議員。

○議員（11番 鷺野 弘一君） 大体でもいいですから、基準の平均的な価格を一応教えてくれませんか。これ、よく民生委員さんなんかと相談があつて歩いて、やはりお年寄りが、金額を言うといわぬかもしれませんが、1月当たり2万5,000円程度の年金しかもらっていないと。だから、おばあちゃん、もう早くあなた、生活保護に切り替えなさいよという民生委員さんがやっぱり指導の中でおつて、なかなか昔の方は、いやそんな国の事業はもらえないわとか言つて我慢するお年寄りが多いんですけども、現状もう、一般質問のようになりますけど、若い人は、年金を払わんでも悪くなりや生活保護をもらえばいいんだというような方もいらっしゃいます。

だから、その中で大体今生活保護は、本当は平均的に考えたときに、私たちが一般常識で考えて、どのくらいもらっているのか、そこを教えてください。

○議長（佐藤 孝昭君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（吉野眞由美君） お答えいたします。

今の質問なんですけれども、ちょっとこちらで用意しているのが、今回の給付に対する個人の額ということでもよろしいんですかね。

一応、受けたことのある方、受けている人ということが、一応、対象にはなりますが、先ほど言いましたように、時期によって何の加算も受けていないということになると、給付がないという方も中にはいらっしゃいますので、この時期が平成30年の10月から令和8年3月までに、

その他加算を受けていない人につきましては、今のところ給付がないということになっています。

そのほかの時期において、生活保護費の給付を受けている方については支払われるということになるので、一般的に皆さんにこれくらい入りますというようなことはちょっと簡単に発言するのはどうかなというふうに考えておりますので、差し控えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷲野議員。

○議員（１１番 鷲野 弘一君） いや最高裁が、生活保護に関しては最低生活基準ですということとをこれ明確に言っております。だから、そういうふうなところを聞いたから、大体どのくらいが私は人間の大体、一月の生活基準かなと思って。だから、ある程度の線が分かれば、それを教えてくださいちゅうことを言っているだけのことなんですけどね。

それで、今度、加算があったと。だから、最高裁なんかが言う最低基準とは幾らか。それだけ、少しでも簡単な例で何かありませんか。

○議長（佐藤 孝昭君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（吉野眞由美君） お答えいたします。

６５歳の単身世帯の方で言いますと、今のところ由布市においてになりますと６万７，８５０円というところになります。

これにつきまして、また、病院に入院したら入院についての扶助とかついてまいりますので、これよりも少し上がるということになります。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、６款農林水産費について、１５番、淵野けさ子議員。

○議員（１５番 淵野けさ子君） 私も４款があったんやけど。

○議長（佐藤 孝昭君） えっ、４款。

○議員（１５番 淵野けさ子君） ４款、今の生活保護のところ。あれ３款。生活扶助費の４，８２８万６，０００円、今のところじゃろ。通告している。そこに載っていません。

○議長（佐藤 孝昭君） ３款ですね。それをさっき３つ連続で言っていたかと思ったんですけど、それを言ってない感じですね。

○議員（１５番 淵野けさ子君） 分かりました、分かりました。いいです。

○議長（佐藤 孝昭君） いいですか。

○議員（１５番 淵野けさ子君） 私、４款で書いちゃったけ、４款、４款って何か勝手に。

○議長（佐藤 孝昭君） 一応、３款ですね。

○議員（１５番 淵野けさ子君） はい、はい。いいです、いいです。大分、皆さんが質問してくれたので、大分分かったんだけど、個別に聞いていきます。

○議長（佐藤 孝昭君） すみません。

○議員（１５番 淵野けさ子君） こっちのほうこそすみません。

６款、１８の負補交２８６万４、０００円、恐らく何か説明をしてくださったのかもしれませんが、よく分かりませんでしたので、再度聞きたいと思っております。

企業等農業参入推進事業費補助金２８６万４、０００円の内容を教えてください。

○議長（佐藤 孝昭君） 農政課長。

○農政課長（平山 浩二君） 農政課長です。お答えいたします。

この企業等農業参入推進事業補助金は、県が行う農業参入企業向けの補助事業でございます。

今回の内容といたしましては、令和８年２月に、本市へ新たに県外から農業参入いたしましたクライム株式会社が、ネギ栽培の経営開始に必要な運搬用車両などの汎用機械を整備するために要する経費に対し補助を行うものでございます。

この事業の補助率は、県が３分の１、市が６分の１となっており、事業費総額５７２万８、８３０円に対する補助金として予算計上しております。

なお、財源内訳といたしましては、歳入に県支出金といたしまして１９０万９、０００円を計上しており、市の実質的な負担額は９５万５、０００円となっております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 淵野議員。

○議員（１５番 淵野けさ子君） 企業のネギの運搬に対する機械と聞いたんですけど、これ企業が農業参入するにはいろんな条件があると思うんですけど、例えば、ほかの企業が農業参入したいと申請した場合は、その都度こういう補助も受けてくれるちゅうことですかね。

○議長（佐藤 孝昭君） 農政課長。

○農政課長（平山 浩二君） 農政課長です。お答えいたします。

まず、条件が先ほど言うようにありまして、まず、事業の主体が、県内外の異業種から参入した法人及び県外から参入した農業法人等ということになっております。

また、期間といたしましては、参入年度から含め４年度以内というふうになっておりますので、その期間に補助内容といたしましては、遊休施設等の利用促進対策であったり、今回の汎用機械の整備促進対策であったり、また３番目に、基盤整備等の支援対策というものがございます。それぞれ補助率といたしましては、県が３分の１、市が６分の１となっております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 淵野議員、３回目です。

○議員（１５番 淵野けさ子君） 結局、農業法人として立ち上げてから申請ちゅうことになりますよね。法人じゃないと駄目なんですよ。

○議長（佐藤 孝昭君） 農政課長。

○農政課長（平山 浩二君） 県外から参入される場合は、農業法人というふうになっております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、8款土木費について。7番、吉村益則議員。

○議員（7番 吉村 益則君） ページ数は44ページ、45ページです。8款2項2目、区分1、道路整備事業ですが、こちらの事業内容をもう少し詳しく教えてください。

○議長（佐藤 孝昭君） 建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 建設課長です。お答えします。

8款2項2目道路新設改良費道路整備事業（防衛交付金事業）でございますが、4月になり九州防衛局より再編関連訓練移転等交付金、再編交付金1,135万8,000円の内示を頂きました。

当初、単独事業として計画していました市道乙丸線舗装補修工事に再編交付金を活用して、一般財源の軽減に努めて事業を進めていきたいと考えております。防衛交付金を活用するための事業の組替えでございます。

12節の委託料としまして、主なものとして舗装構成を決定する地盤の強度を確認するためのCBR試験、こちらのほうに72万6,000円の計上、14節工事請負費としまして2,850万円の計上をお願いするものでございます。

また、事業組替えに伴い、下段の単独事業費のほうから14節工事請負費2,850万円を軽減するものであります。

工事の場所としましては、市道由布院駅前線から県道別府湯布院線までの約300メートルでございます。

再編交付金につきましては、年度内事業の完了が必須でございますので、現に計画をしております舗装・補修工事に振り分けさせていただきました。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 吉村議員。

○議員（7番 吉村 益則君） 単独事業であったこの道路整備事業が、こういったような防衛調整交付金、こういったもので組替えができると。今、御説明があったように、区分2では、一般財源への組替えということになっております。

こういった防衛予算に対して、副市長はその辺はどうお考えでしょうか。どう捉えていらっしゃるんですか。

○議長（佐藤 孝昭君） 副市長。

○副市長（古長 誠之君） 御質問の意味が、いまいち分かりにくいんですけども、湯布院独自の防衛の交付金があるということは、それはやはり市民にしっかり還元できる財源として利用できれば一番ありがたいなというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝昭君） 吉村議員。

○議員（7番 吉村 益則君） ちょっと質問が大ざっぱだったかもしれませんが、一般財

源から防衛予算のほうに組替えということになりますと、一般財源がほかの方向で使えるということですから、やはりそういった意味の中においては、これから米軍との合同訓練等もございます。

防衛省をめぐっては、いろんな事例も昨今ありますけれども、そういった中でも由布市においては、そういった事業費が下りるということに対して、やはり自治体執行部としては、敬意を持ってといいますか、ありがたいことだというふうな意味合いの中において執行していただきたいなと思っております。その辺はもう一度お願いします。

○議長（佐藤 孝昭君） 副市長。

○副市長（古長 誠之君） お答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、私どもも非常にありがたいという言葉が適切かどうかは分かりませんが、やっぱり事業をやるのに、今なかなか単独で、単費で充ててやるというのは、なかなか勇気が要るといえるか非常に負担も大きい中で、こういう補助事業、補助制度があるということとは非常にありがたいですし、それはやっぱり有効に、市民生活にも有効に使っていくべきだというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、10款教育費について。1番、渡辺彬議員。

○議員（1番 渡辺 彬君） 10款4項1目教育費について伺います。

今回、教育費全体で1,630万1,000円の増額となっていますが、教育総務費が増額となる一方で幼稚園費は減額となっています。それぞれについて、人件費、人事異動等に伴う給与費の組替えによるものなのか、事業費の増減によるものなのか、主な内訳と補正額の算定根拠を教えてください。また、幼稚園費の減額後において今年度の事業執行に影響がないのか伺います。

○議長（佐藤 孝昭君） 学校教育課長。

○学校教育課長（岩田 正明君） 学校教育課長です。教育総務費増額及び幼稚園費減額の主な内訳と補正額の算定根拠についてですが、主なものとしては、人事異動等に伴う給与費の組替えでございます。

幼稚園費につきましては、昨年度末、職員の退職による人件費、給料及び諸手当の減額等になります。なお、事業内容には変更がありませんので、本年度の事業執行に影響はございません。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 渡辺議員。

○議員（1番 渡辺 彬君） 退職に伴う人件費の減額ですかね。その場合、幼稚園の教員の人数は規定に足りているんでしょうか、今現在。

○議長（佐藤 孝昭君） 学校教育課長。

○学校教育課長（岩田 正明君） 足りております。会計年度職員は、目標に入れざるを得ないの

で、そこを入れた形で入れております。ただ、会計年度の分と支払いが違いますので、そちらのほうをぎりぎり入れ込んでいただいたということになります。執行には影響はありません。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 渡辺議員。

○議員（１番 渡辺 彬君） ありがとうございます。幼児教育、とても大事なことでと思いますので、質の低下がすることのないよう、現場の状況を十分に見ていただいて執行していただければなと思っています。答弁は結構です。

○議長（佐藤 孝昭君） 以上で議案第５３号の質疑を終わります。

日程第１８．議案第５４号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第１８、議案第５４号、令和８年度由布市介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。１０番、加藤幸雄君。

○議員（１０番 加藤 幸雄君） 介護保険の補正予算、雑収入の第三者納付金の内容と、これはもう１回きりで終わりなのか、その辺をお聞きします。

○議長（佐藤 孝昭君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（藤川 祐子君） 高齢者支援課長です。お答えいたします。

第三者納付金の内容と今回１回限りで終わりなのかという御質問ですが、今回の第三者納付金の内容については、個人の特定につながらない範囲でお答えいたしますと、車両と歩行者の事故に伴う外傷等により日常生活の維持やリハビリテーションが必要になった事象でございます。

利用された介護サービスの主なものは、居宅介護支援サービス、介護老人保健施設サービス、福祉用具貸与サービス、訪問看護サービスとなります。

今回１回で終わりなのかという御質問ですが、第三者求償事務を委託しております国保連合会より、本件については終結したと報告を受けております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 加藤議員。

○議員（１０番 加藤 幸雄君） これは、期間があると思うんですけど、いつからいつまでの分がここに入っているんですか。

○議長（佐藤 孝昭君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（藤川 祐子君） お答えいたします。

令和６年５月から令和７年７月の介護保険利用料となっております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 以上で、議案第５４号の質疑を終わります。

日程第 19. 議案第 55 号

日程第 20. 議案第 56 号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第 19、議案第 55 号、令和 8 年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）及び日程第 20、議案第 56 号、令和 8 年度由布市水道事業会計補正予算（第 1 号）までは、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、各議案の質疑は終わりました。

ただいまの議案第 45 号から議案第 56 号までの議案 12 件については、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、タブレットに掲載の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

各委員会では、慎重審査をお願いいたします。

_____ . _____ . _____

○議長（佐藤 孝昭君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、6 月 26 日の午前 10 時から委員長報告、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時14分散会
